

拝復 時下益々御清祥の御事と存じ上げます。

さて、貴会よりの平成二十六年十一月十一日付要請文受領致しました。

蛭狩神事は、鎌倉時代の編纂である「諏訪方上社物忌令」、室町時代に編纂された「諏訪大明神画詞」及び「年内神事次第旧記」のほか数多くの縁起書等に記載され、今日まで受け継がれ厳肅に斎行されております神事でございます。

諏訪大社においては千年来適切に伝統文化を伝承して、氏子崇敬者とともに守り伝えた諏訪信仰上重要な神事でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

まずは、右略儀ながらご返信申し上げます。

平成二十六年十一月二十五日

長野県諏訪市中洲宮山一番地

諏訪大社代表役員 北島和孝

敬  
具

茨城県つくば市二の宮二一一七一一〇 坂本法律事務所内

全国動物ネットワーク

代表 鶴田 真子美 殿